

第3期出雲市教育振興計画(案)へのご意見(パブリックコメント)一覧

意見番号	区分	章	大項目	中項目	小項目	項目番号	意見内容	市の考え方
1	パブコメ	全般				1	(教育委員会と学校の連携・調整のあり方について) 学校運営は、基本的には校長の判断で行われていると思います。しかし、事柄によっては、全市的な視点で教育委員会が提案し、校長会等を通じて調整されるべきではないでしょうか。例えば、経済的に大変な世帯(保護者)が増えていることをふまえ、小学校入学時に(高額な)ランドセルを持たせるのがいいのかどうか、中学校の制服の価格を抑える方法(デザインの統一、入札の導入、指定店制の廃止など)を検討する必要があると考えます。	例にあったランドセル及び制服に関しては、各学校が保護者等と相談・協議をし、最終的には校長の判断により決定されており、本市としては、各学校の自主性を尊重したいと考えています。全市的な視点で教育委員会が統一すべきものがあれば、検討していきます。
2	パブコメ	全般				2	(施策の成果の検証について) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価等を行い教育施策の充実・改善を図ることとされているが、学力の向上等の教育に関する施策は対象とされていないように思われる。本計画がより実効性の高いものとなるよう教育の振興のための施策・取組の成果について、PDCAサイクル(計画・実行・検証・改善)による検証・評価を実施する必要があり、本計画にPDCAサイクルによる施策の成果の検証について項目を立てて記述すべきと思われる。	教育委員会の事務の管理執行状況の点検・評価は、毎年度、対象事業を抽出して行っており、学力向上等の施策についても対象としています。この点検・評価は、有識者による客観的な評価と、そのほかは教育委員会の自己評価を行っており、いずれもPDCAサイクルを基本としています。今後も、本計画に挙げている事業について、有識者による評価を実施することとしています。
3	パブコメ	全般				3	(数値目標の設定について) 「出雲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、「全国学力調査結果の平均正答率」や学習状況調査における「将来の夢や目標を持つ子どもの割合」等について数値目標を設定して取り組むこととされている。総合戦略との整合を図り本計画がより実効性の高いものとなるよう施策・取組の成果指標ごとの数値目標を設定して施策・取組を行うとともに本計画に数値目標の設定について項目を立てて記述すべきと思われる。	「総合戦略」は目標を達成するための具体的施策を取りまとめたものであり、その成果指標として数値目標を定めています。一方、教育振興計画は教育の振興に関する施策の基本的な方針などを定める計画であり、数値目標を設定することは、性質上なじまないと考えます。
4	パブコメ	全般				4	(高校教育との連携について) 中学校での進路指導においては、高校の教育内容等について情報収集や実際に高校の教員から生徒が直接聴く機会が設けられているものと思われる。高校進学後、教育内容や学校生活について中学時代に考えていたこととのギャップにより高校生活に馴染めなかったり、教育内容に違和感があり勉学に打ち込めなかったりすることで、生徒指導上の問題行動や入学後早期に休学、退学をする生徒が出てくる状況があると思われる。科学技術の進歩による生活環境や人の意識が急激に変化する時代にあつて、中学校卒業時の進路決定の判断は一層難しくなっているように思われる。高校受験の直前に高校の教育内容について説明を受けるのではなく、中学入学後から高校との連携を図りながら生徒が時間をかけて進路について考えることができるよう計画的に進路選択に資する説明会や高校訪問等の機会を設ける必要があると思われる。そのため、本計画に高校教育との連携について記述していただきたい。	現在、各中学校では早い段階から高校進学に向けた進路指導や高等学校の教員による説明会を行っています。また、高校が行う体験入学への積極的な参加を促しています。今後とも、中学校と高校との連携を深めるよう努めていきます。
5	パブコメ	第1章 計画の策定にあたって	Ⅱ 計画の位置づけ			1	(計画の位置づけについて) 本計画は、「出雲市教育大綱の趣旨を踏まえたもの」と記されているが、策定の趣旨には、「教育大綱に掲げる基本理念を実現するため、この第3期教育振興計画を策定します。」と記載されていることから、計画の位置づけに教育大綱に関する記述は不要と思われる。また、教育委員会は学校教育に特化していることから、市長部局へ補助執行している教育分野については掲載しない旨が記されているが、補助執行の意味及び補助執行している分野について資料編の「用語の解説」に記述する必要があると思われる。	P5「策定の趣旨」の記載について、次のように修正を行います。 「これらの課題に対応し、出雲の未来を担う人材を育成していくため、第3期出雲市教育振興計画を策定します。」 補助執行の意味及び補助執行している分野については、「用語の解説」に記載します。

6	パ ブ コ メ	第1章 計画の策定に あたって	IV 用語について			1 (用語の定義について) 「保育所等」の定義については「認可保育所、幼保連携型認定こども園」とされているが、児童福祉法第35条によれば、厚生労働省令の定めるところにより市町村は県知事に届け出て、国、県及び市町村以外の者は県知事の認可を得て児童福祉施設(保育所)を設置することができることとされている。そのため、「保育所等」の用語の定義については、「市立保育所、認可保育所、幼保連携型認定こども園」とすべきと思われる。また、幼児期の教育・保育施設の現状については、51の認可保育所と記されているが、4つの市立保育所、47の認可保育所と記述すべきと思われる。	ご指摘をふまえ、以下のとおり記載を改めます。 資料編 1用語の解説のうち、「※1 認可保育所」を次のとおり改めます。(別に※1を追加したため、※2となります) 「※2 認可保育所 児童福祉法第35条に基づき、市町村が設置した施設、または民間事業者が認可を受けて設置した施設で、0歳から就学前までの子どもが入所する施設。入所にあたっては、保護者の就労などの事由により、保育を必要とすることが条件となる。」
7	パ ブ コ メ	第2章 出雲市教育を 取り巻く現状と課題	II 教育を取り巻く現状 と課題	3. 児童生徒の 現状と課題		1 (児童生徒の現状と課題について) 学力に関しては児童生徒の意識調査結果と学習習慣の定着化に向けた支援について記されているが、肝心の学力の現状と課題については記載されていない。本計画の施策の柱「生きる力の育成」のための施策として「確かな学力の定着と向上」を図ることとされており、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても全国学力調査結果の平均正答率の向上について数値目標を設定して取り組まれており、本計画に学力の現状と課題について記述すべきと思われる。	本市の学力の現状と課題については、第3期出雲市教育振興計画の策定の後に作成する、新たな「学力向上推進プラン」の中で記述したいと考えています。 ※現「学力向上推進プラン」については、ホームページに掲載中です。
8	パ ブ コ メ	第2章 出雲市教育を 取り巻く現状と課題	II 教育を取り巻く現状 と課題	4. 学校における 教育環境の 現状と課題		1 P10 3行目・4行目「一方で、大規模校の教育環境の充実や、小規模校における教育の充実も図っていく必要があります。」(削除) (理由)前段で断定している事項と矛盾する。案どおりとするならば具体策を後述すべきではないか。	次のように修正を行います。 「一方、現段階で再編がむずかしい小規模校及び大規模校についても、教育の充実を図っていく必要があります。」
9	パ ブ コ メ	第3章 出雲市教育の推進	I 出雲市教育大綱			1 (教育大綱について) 教育基本法第17条第1項の規定により、政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定めることとされている。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされている。出雲市においては、学校教育に特化した出雲市教育委員会の特性に鑑み、学校教育への取組の方針や目標を示した「出雲市教育大綱」が策定されているが、教育と学術、文化はそれぞれ密接な関連があり総合的に振興を図ることは大いに意義があることから、学校教育、社会教育、学術、文化に関する施策の執行が教育委員会と市長部局のどちらに属するかに関わらず、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める大綱として策定すべきものと考えられる。そのため、今後、速やかに「出雲市教育大綱」について見直して、「出雲市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を策定することとし、新たな大綱の策定期間が本計画の策定の後になる場合には、本計画には暫定的に「出雲市教育大綱」について記載する旨の注釈を付けていただきたい。なお、島根県においては、「島根県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」が策定されている。	市長部局に補助執行している事務については、概ねそれぞれの所管において、計画や指針を定め、事務を執行しているため、「出雲市教育大綱」及び「第3期出雲市教育振興計画」は、学校教育に特化した本市教育委員会の所掌範囲(幼児教育を含む)について記載しています。
10	パ ブ コ メ	第3章 出雲市教育の推進	I 出雲市教育大綱 II 体系図			2 P11「I 出雲市教育大綱」、P12「体系図」(削除)または、資料として挿入(理由)計画の位置付けが「出雲市教育大綱の趣旨を踏まえたもの及び出雲未来図との整合を図ったものである」以上重複する。	第3章 出雲市教育の推進の章の冒頭で、出雲市教育の推進イメージを分かりやすくするために「体系図」を入れています。 「出雲市教育大綱」は削除し、資料のみとします。

11	パ ブ コ メ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	1. 教育を支える 環境の充実		1 (中学校の部活動について) 教員の多忙感の解消について従来から大きな課題になっているのかかわらず、一向に解決がなされないまま今日に至っている。特に中学校では教員は授業以外に生徒指導や教育に関する様々な事務があるうえに部活動の指導に多くの時間を費やす状況があり、体育系、文科系とも主に土日や休日に開催される大会やそれに向けての練習などにより、教員は休日返上で指導する必要があり時間的に余裕のない生活を強いられ教員の多忙感、疲労感は相当のものがあると思われる。慢性的な疲労感や倦怠感を感じ、授業や生徒に向き合ううえで大きなマイナス要素となりがねない。授業に関しては学習指導要領が改訂されない限り授業内容や指導方法について大きく変わることはなく、必ずしも事前に指導法等について調査・研究する必要性は少ないのかもしれないが、授業時間は教師、生徒にとって真剣に向き合う時間であり、単に知識を一方的に教えるだけでなく、教師の授業にかける思いや情熱が自然と生徒に伝わり、成果も自ずと異なってくるように思われる。本計画においては教員の慢性的な多忙感の解消については校務支援システムの活用等による学校事務の改善の取組と国、県に対する改善の働きかけについて記されているが、質の高い教育を実現するためには教員の多忙感の解消に向けた抜本的な対策が必要と思われる。国、県に制度の改善について働きかけを行うことは重要ではあるが、それは従来から行われているはずであり、容易に改善できるような期待はできないと思われることから、市は独自にできる範囲で大胆な改革を実行する必要があると思われる。中学校においては多忙感の原因としては部活指導が大きなウェイトを占めるものと思われる。生徒自身も成長過程においてただ勉強と部活動に励むだけではなく、読書や社会について考える時間など将来を見据えて取り組むべきことはたくさんあるはずであり、市内すべての中学校における部活動について最低週2日の休養日を設ける取組を早急に実施すべきと考えられる。なお、1997年に当時の文部省におかれた有識者会議は、中学の運動部では週2日以上のお休みを確保するよう提言している。そのため、本計画に中学校の部活動における最低週2日の休養日の設定について速やかな実施に向けて検討を開始する旨について記述していただきたい。	第3章Ⅲの「1. (5)学校事務の効率化」を「教職員等の負担軽減」に改め、次の項目を追加します。 「③部活動の在り方の検討 現在の部活動の在り方が、教職員の多忙化の要因になっているとともに、生徒にとっては心身への過重な負担となっているとの指摘もあります。これは本市だけの問題ではなく、改善を図るために国・県へ働きかけを行うとともに、部活動における休養日の設定、活動時間、朝練習の在り方、外部指導員(仮称)の導入等について検討します。」
12	パ ブ コ メ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	1. 教育を支える 環境の充実	(1) 開かれた 教育行政 の推進	2 小中学校には、公会計以外に私会計(PTA会計、学級会計、部活動会計など)がありますが、これも公会計同様に適正に執行され、事務処理される必要があります。収入及び支出1件ごとに、校長または教頭の決裁をとるとともに、決算後には教頭等(PTA会計については監事)が監査を行うことが不可欠です。そして、学級会計、部会計の決算報告書は、保護者に渡すようにすべきであると思います。	教育委員会の事務の管理執行状況の点検・評価は、教育委員会が行う事業について行うものです。 小中学校における私会計(PTA会計、学級会計、部活動会計など)については、各学校で校長決裁で執行が行われており、決算については保護者等により監査が行われ、報告もしています。また、適切な監査等が行われるよう、市教育委員会からも指導しています。
13	パ ブ コ メ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	1. 教育を支える 環境の充実	(3) 危機管理力 の向上	3 (危機管理体制の充実について) 児童生徒が一日の多くの時間を過ごす学校生活においては、地震、台風、豪雨などの自然災害や事故、事件に巻き込まれる可能性があり、生徒及び教職員の安全を確保するための危機管理体制の充実が求められている。様々な危機に対する未然防止を図ることが最も重要であり、危機管理マニュアルが確実に機能するよう教職員の視点からだけでなく、児童生徒の視点からの施設の安全点検や学校生活における「ヒヤリ・ハット」の体験等の危機管理上の課題について、児童生徒が日頃から意識して自らの安全と他者への気遣いができるよう学習及び訓練を充実させることにより、児童生徒に関わる危機の未然防止と危機の発生時における児童生徒自身の適切な行動につながると思われる。そのため、「学校等における危機管理体制の確立」の項目において、児童生徒の視点や児童生徒の主体的な危機管理意識の定着に向けた取組について記述を加えていただきたい。	児童生徒の主体的な危機管理意識の定着に向けては、次項目の「第3章 Ⅲ 1. (3)③子ども安全対策の充実」に記載しています。

14	パ ブ コ メ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	1. 教育を支える 環境の充実	(3) 危機管理力 の向上	4 出雲市通学路交通安全プログラムに基づき、合同点検の実施などによる対策検討を行い、通学路の安全対策に取り組みます、とあります。現実的には、通学路である歩道が狭く平坦でないところや、街路灯が無くて暗いところが多くあります。また溝ふたがなくて危険であるところも多いため、年次計画により早急に整備する必要があります。これには、各地区の自治協会や土木委員等との連携を図らなければいけません。	出雲市通学路安全推進会議には、自治協会からも参加していただいております。合同点検を実施する際には、地元の土木委員の方にも参加していただいております。今後も引き続き地域との連携を図り、通学路の安全対策に取り組んでいきます。
15	パ ブ コ メ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	2. 「生きる力」の 育成	(1) 確かな学力 の 定着と向上	1 (将来の夢や目標を持つ子どもの割合について〔具体的な数値目標〕) 確かな学力の定着と向上を図るためには、児童生徒自身が「なぜ、勉強するのか」納得して学習することが望ましく効果的であり、将来の夢や目標を持つことが原動力となると思われる。全国学力調査の「学習状況調査」における「将来の夢や目標を持つ子ども」の割合について数値目標を設定して取り組む意義があると思われる。	意見番号3に対する回答のとおり、数値目標の掲載を行いません。
16	パ ブ コ メ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	2. 「生きる力」の 育成	(1) 確かな学力 の 定着と向上	2 (全国学力調査結果の平均正答率について〔具体的な数値目標〕) 確かな学力の定着と向上について客観的に検証・評価するための成果指標として全国学力調査結果の平均正答率について数値目標を設定して取り組む意義があると思われる。	意見番号3に対する回答のとおり、数値目標の掲載を行いません。
17	パ ブ コ メ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	2. 「生きる力」の 育成	(1) 確かな学力 の 定着と向上	3 (主権者教育の推進について) 公職選挙法の改正により18歳選挙権が昨年の参議院選挙から施行され、総務省の投票率の調査結果によれば、選挙区の全国平均は18歳が51.17%、19歳が39.66%となっており、全国的に投票率が低く、高校などで主権者教育を受ける機会の多い18歳と、大学生や社会人が多い19歳で顕著な差があることが明らかになった。本市の投票率は18歳が43.59%、19歳が33.62%で全国平均よりさらに低い状況である。グローバル化の進展や少子高齢・人口減少社会を迎え、出雲市の将来を担う若い人たちの政治やまちづくりへの関心を高めるための取組を今後一層推進する必要があると考えられる。学校教育においても高校を中心に主権者教育が実施されているが、主権者教育は選挙で投票する方法を教えることだけでなく、例えば、児童生徒に身近な問題として「自分の住むまちはどうあってほしいか」について考えることは、児童生徒が主権者としての意識を持って考えることでもあり、主権者教育は児童生徒の主権者としての意識を育む重要な教育であり、義務教育の段階から地道に取り組む必要があり、政治を身近な問題として捉えられるよう工夫する必要があると思われる。主権者教育は児童生徒が「なぜ勉強をする必要があるのか」の問いに対する答えを見出すことにもつながると考えられる。そのため、本計画に主権者教育の推進について記述する必要があると考えられる。	第3章 Ⅲ 2. (1) 確かな学力の定着と向上 ①ふるさと・キャリア教育の充実 の記述を以下のように変更します。 「また、地域の企業等と連携して取り組む体験学習等を通して、ふるさと出雲で働くことの意義や素晴らしさを学ぶとともに、望ましい勤労観と職業観の育成を図り、「人間関係形成・社会形成能力」や「キャリアプランニング能力」などこれからの社会をたくましく生きぬく力を育みます。 さらに、ふるさと出雲への関心と知見を深めるため、小学校3・4年生で使用する社会科副読本「わたしたちの出雲市」の内容を見直し、様々な学習で活用される資料となるよう編集を行います。 なお、ふるさと・キャリア教育並びにすべての教科学習の中で主権者として必要な力を育む教育を推進します。」
18	パ ブ コ メ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	2. 「生きる力」の 育成	(1) 確かな学力 の 定着と向上	4 (理数教育の充実について) 人工知能(AI)が囲碁の世界的なプロの高段者に勝つなどAIが急速に進化しており、20年後には日本の労働人口の約半分がAIやロボットに置き換わる可能性が高いとの研究結果が発表されるなど科学技術の加速度的な進歩は労働をはじめ人間の生活に大きく影響を及ぼすものと考えられている。時代に遅れることなくプログラミング学習をはじめ理数教育の一層の充実が求められると考えられる。また、AIやIot(インターネットでものをつなぐ)などの最先端の科学技術の動向に関する基本的な知識・情報についても児童生徒の発達段階に即した教育が必要と思われる。また、出雲科学館においては、学校ではできない高度な装置、機器を使った創造的な体験・実験学習を行い、児童生徒の理科や科学への興味・関心を高めることで自主的・主体的に学ぶ姿勢を育むとともに課題解決能力の向上を図ることとされているが、すべての児童生徒が科学館の学習に参加することは困難であり、科学館は各学校における理数教育の充実支援を行うとともに、プログラミング学習や最先端の科学技術の動向に関する基本的な知識・情報について学ぶ教育に対する支援のための体制整備の検討も必要と思われる。そのため、本計画に学校における理数教育の充実、プログラミング学習や最先端の科学技術の動向に関する基本的な知識・情報について学ぶ教育及び出雲科学館の学校教育に対する支援体制の整備について記述していただきたい。	出雲科学館では、毎年度、市内全ての小学3年生から中学3年生に対して学習指導要領に基づく理科の授業を行っています。この中で、最先端の科学技術の動向に関する知識・情報についても、可能な限り学習内容に取り入れています。 また、学校における理科の授業に携わる教員向けの研修も科学館において実施しており、それらを通して、学校における理科教育の支援を行っています。

19	パ ブ コ メ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	2. 「生きる力」の 育成	(1) 確かな学力 の 定着と向上	5 (プログラミング教育の取組について) コンピュータが現実の生活の様々な場面で活用され、人工知能(AI)の急速な進化やIoT(インターネットでものをつなぐ)の普及などにより今後、人間の生活や労働環境を激変させる可能性が指摘されている。学校教育においては、ICT活用教育を推進するため実物投影機やプロジェクターなどのICT機器による視覚的な効果を利用した学習指導により、児童生徒の学習意欲や学習理解を高めることとされている。AIやIoTなどの急速な進歩により人の想像力をはるかに超えたスピードで社会が変化する可能性があり、ICTを活用した教育にとどまらず、プログラミング学習について児童生徒の発達段階に即した資質・能力の育成を図る必要があると思われる。そのため、プログラミング教育のあり方について研究を進めるとともにコンピュータの仕組みやプログラミングの学習に関する児童生徒の発達段階に即した教育の取組について本計画に記述していただきたい。	第3章Ⅲ2.(1)⑥に、次の一文を追加します。 「あわせて、物事を論理的に思考する力を育成するため、発達段階に応じたプログラミング教育に取り組みます。」
20	パ ブ コ メ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	2. 「生きる力」の 育成	(1) 確かな学力 の 定着と向上	6 (情報教育充実のための施設整備について) AI(人口知能)やIoT(インターネットでものをつなぐ)などコンピュータやICTの飛躍的な進化に遅れることなく、プログラミング教育などの推進が求められる時代となっている。本計画では、「ICT活用教育の推進」の項目に実物投影機やプロジェクターなどのICT機器の配置やタブレットパソコン、電子黒板などのICT機器をモデル的に導入することが記載されているが、今後のプログラミング学習等の情報教育の充実を図るための計画的な施設整備のあり方や考え方について本計画に記述する必要があると思われる。	プログラミング学習等のための施設設備は、既に整っていると考えています。
21	パ ブ コ メ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	2. 「生きる力」の 育成	(1) 確かな学力 の 定着と向上	7 キャリア教育の充実を図ることは重要であると思いますが、現状はどのように行われているのでしょうか。地域企業等の協力も不可欠ですが、教員の方が企画し実施するためには、地域企業に対する認識を深めることが求められます。地域の商工会・商工会議所の協力を得ることも考えられますが、それよりも市内部の産業振興課及び商工労働課と連携を図ることが、まず必要であると思います。両課が積極的に協力する仕組みを構築されることが必要です。オール出雲市役所で取り組むべきであると思います。	市役所各課と連携を図りながら企業等の協力を得て、ふるさと教育・キャリア教育を実施しています。また、教員の認識を深めるための地元企業や施設等の視察等も実施しています。
22	パ ブ コ メ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	2. 「生きる力」の 育成	(1) 確かな学力 の 定着と向上	8 (キャリア教育の充実について) 新卒で就職後3年以内に離職する人は大学卒で約3割、高校卒で約4割と離職率が高い状況が続いている。仕事を通じてキャリア形成や自己実現を図るためには、学生時代に培った能力を発揮できる仕事に継続して携わることが望ましく、就職後早い段階で離職することがないよう将来を見据え、小学、中学、高校が連携を図りながら計画的、系統的なキャリア教育を推進する必要があると思われる。キャリア教育については、地域の企業等と連携して取り組む体験学習等を通して、ふるさと出雲で働くことの意義や素晴らしさを学ぶとともに、望ましい勤労観と職業観の育成を図ることとされているが、将来ふるさと出雲で働くだけでなく、働く場所がどこであろうと働くことは生活の糧を得るとともに社会に貢献することでもあり、また、グローバル化が進展する中で世界の発展とともに生きる意識と能力を育む必要がある。教員の多くは社会人の経験を経ず採用されており、児童生徒が産業社会への理解や勤労観、職業観を育むうえでは、家族や教員の限られた知識・情報や本・メディア等からの知識・情報だけではなく、また、職場体験学習は生徒個人にとっては行き先や期間が限定されており、これらを補完する意味でも、できるだけ多くの社会の第一線で活躍している企業人や個人から資質・能力を生かした多様な働き方、仕事に対する熱い思いや働く喜び、仕事を通じた社会貢献のあり方などについて直接話を聴く機会を設けることにより、勉強する意味や真に児童生徒の心にフィットする勤労観・職業観を育むことができるように思われる。また、学習状況調査結果(平成26年度)によれば、将来の夢や目標を持つ子どもは小学校で87.2%、中学校で71.8%とかなり低いように思われるが、将来の夢や目標は学習の原動力になるはずであり、現実に社会の第一線で活躍している人からの話を聴くことは、将来の夢や目標を持つことの大切さや勉強をする意義について自覚することにもつながると思われる。そのため、社会の第一線で活躍している人からの話を聴く機会をできるだけ多く設ける取組を行うとともに、キャリア教育の重要性に鑑み、本計画に「キャリア教育の充実について」、ふるさと教育とは別に項目を立てて、キャリア教育の意義と取組の内容について記述すべきと思われる。	小・中学校が各地域で行っている、ふるさと教育とキャリア教育は密接に関連しています。これらを別々に扱うのではなく、一体で行うことで教育的効果が高まり、ふるさと出雲に誇りと愛着をもち、社会に貢献できる子どもが育成されると考えます。

23	パ ブ コ メ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	2. 「生きる力」の 育成	(1) 確かな学力 の 定着と向上	<p>(地域課題学習の取組について)</p> <p>学習状況調査(平成26年度)によれば、将来の夢や目標を持つ子どもは小学校で87.2%、中学校で71.8%、地域や社会で起きている問題や出来事に興味を持つ子どもは小学校で63.4%、中学校で57.6%とかなり低い状況である。グローバル化が進展し今後も科学技術の急速な進歩や人口減少社会の進展など世界情勢とともに身近な生活環境も大きく変化する時代にあつて、総合的な学習時間や社会科等の時間で地域の課題や将来像について考え、児童生徒なりにその解を求める学習は、児童生徒が勉強をする意味・必要性等を考えるうえで大変重要で大いに意義があると考えられる。そのため、総合的な学習時間や社会科等の時間に教師から一方的に講義形式で学ぶだけではなく、それぞれの児童生徒が身近な地域の課題やまちの将来像について考えるとともに自分の将来への夢・希望などを考え、夢や希望を実現するためにはどうすればいいのから自ら調べたり、それぞれの児童生徒が考えたことについて話し合ったり、例えば、市役所に意見として提出したりするなど児童生徒の主体的な学習習慣を育む教育を推進する必要があると思われる。本計画においては、「ふるさと・キャリア教育の充実」の項目でふるさと教育について記されており、出雲の自然・歴史・文化等について学習することにより、ふるさとへの誇りと愛着を育むこととされているが、現実の地域課題やまちの将来像について考え理解を深める学習については記載されていない。そのため、出雲市の将来を担う児童生徒が地域課題について学習し出雲市の将来像について考えるふるさと教育の重要性に鑑み、本計画の「ふるさと・キャリア教育の充実」の項目については、キャリア教育とは別に「ふるさと教育の充実」の項目を立てて地域課題学習の取組について記述を加えていただきたい。</p>	<p>前述したとおり、小・中学校が各地域で行っている、ふるさと教育とキャリア教育は密接に関連しています。これらを別々に扱うのではなく、一体で行うことで教育的効果が高まり、ふるさと出雲に誇りと愛着をもち、社会に貢献できる子どもが育成されると考えます。</p>
24	パ ブ コ メ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	2. 「生きる力」の 育成	(4) 差別解消 に向けた 教育の推進	<p>本計画では取組の対象を学校と児童生徒に絞って記している。「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」(文部科学省)では、幼児期からの発達段階に即した人権教育を行う必要があると書かれている。同和教育指導資料集第19集(島根県教育委員会)においても、幼児期の人権教育の必要性について「人権意識の芽生えの時期であり、小中学校での取組の基盤づくりの時期である」と書かれ、島根県人権施策推進基本方針では、「幼児期からの発達段階や地域の実情等を踏まえ、人権尊重についての理解を深める指導を行う」と、それぞれ幼児期からの人権教育の重要性が書かれている。出雲市の人権施策推進基本方針、前期基本計画、第2期教育振興計画でも、人権教育の対象を「幼稚園、保育所及び小中学校」あるいは「幼児、児童生徒」としているし、出雲市において地域ぐるみの教育・啓発推進のために実施している「同和教育研究指定事業」では、昭和62年から幼稚園、保育所も研究指定をし、そこでは様々な取組が行われてきたはずである。本計画の他の項目では幼児期の教育についても記されているが、人権に関する内容については「幼稚園、保育所」あるいは「幼児期」を外す理由を記述していただきたい。</p>	<p>幼稚園・保育所等においては、これまでも一人一人の子どもの個性を十分に理解し、発達の段階や個性に応じた教育・保育に努めてきたところであり、人権尊重についての理解を深める指導についても、教育・保育活動の中で行ってきたところである。</p> <p>今後も、幼稚園・保育所等職員の資質向上を図りながら、人権の尊重を基礎とした、質の高い幼児教育の提供に努める考えです。</p> <p>第3章 Ⅲ 2. (4) 差別解消に向けた教育の推進 ①教職員の人権意識の高揚と指導力の向上の記述を以下のように変更します。</p> <p>「同和教育は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、すべての人々の人権が尊重される民主的な社会の実現をめざして取り組む教育活動であり、同和教育啓発指導員が幼稚園、保育所等及び小中学校を訪問し、人権に配慮した保育・教育活動や、同和教育に関する教職員研修、同和問題学習の内容等に関する指導を行います。</p> <p>また、各種研修会や指導資料の充実に努め、教職員の人権意識と指導力の向上を図ります。」</p>

25	パ ブ コ メ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	2. 「生きる力」の 育成	(4) 差別解消 に向けた 教育の推進	11	「第2期教育振興計画」では、冒頭に「人権文化の創造をめざして人権教育を推進する」と説明してあるが、本計画ではその記述がなくなり、取り組む内容は「人権教育」ではなく「同和教育」となっている。同和教育については、特別対策から一般対策に移行する際に、地域改善対策協議会意見具申で、「これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的な人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべき」と特別措置法終了後の方向性が示されている。日本においては「同和教育」の名のもとに「人権教育」が行われていたが、「人権教育のための国連10年」で「人権文化の創造」という理念が示された以降、日本においても、その理念を実現するための法律や行動計画、自治体においてもその趣旨を踏まえた基本方針等が策定されているが、そこでは「人権文化の創造」という理念を実現するための「人権教育」を推進すると書かれている。「同和教育」も「人権教育」も人間の尊厳を徹底して守り、いろいろな人の自己実現や社会参加を応援することは同じであるが、現在の「人権教育」では、そこに人権というものを文化として、私たちの社会や地域学校家庭に根付かせるという内容が加わっている。そうした状況を踏まえて、島根県や出雲市の人権施策推進基本方針でも、「同和教育」を行うとは書かれておらず、これまで取り組んできた同和教育の成果を生かした「人権教育・啓発」を推進すると書いている。本計画だけが、なぜ「人権教育」ではなく「同和教育」を行うのか、根拠を記していただきたい。	県は、同和教育を「部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、すべての人々の人権が尊重される民主的な社会の実現をめざして取り組まれる教育活動のすべてをその内容とする教育である」としており、本市も同様な捉えで同和教育に取り組んでいます。
26	パ ブ コ メ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	2. 「生きる力」の 育成	(4) 差別解消 に向けた 教育の推進	12	本計画では、中項目のタイトルを「差別解消に向けた教育の推進」とされ、「差別の解消」が学校で行う「同和教育」の目標という考えで、その取組が書かれている。「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」（文部科学省）では、「人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育である」とした上で、「人権教育が効果を上げるためには、まず、その教育・学習の場自体において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境が求められる」と、個別的な視点からのアプローチに加え、人権の尊重という普遍的な視点からのアプローチの必要性が書かれている。かつて同和教育で取り組まれた、差別をしない、差別をさせない、差別を許さないという取組は、現在も重要な取組であることに変わりはないが、今の時代では、さらに、人権文化を豊かに社会に築いていけるような子どもたちを育てていくためには、どういう力を育てないといけないか、どういう学校や学級の環境や関係をつくらないといけないか、伝えたいことを伝えるためにはどのような方法を工夫しないといけないか、などの視点からの取組が学校においては必要となっている。そうした国内の人権の潮流を踏まえ、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」の内容を反映したタイトルにされてはどうか。	同和教育をはじめとするあらゆる差別を解消したいという考えから、タイトルを「差別解消に向けた教育の推進」としています。
27	パ ブ コ メ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	2. 「生きる力」の 育成	(4) 差別解消 に向けた 教育の推進	13	(男女共同参画社会を見据えた教育の推進について) 近年、伝統的な男女役割分担意識が薄れ女性の社会進出が進んでいるが、少子高齢化の急速な進展により生産年齢人口が減少し、今後ますます女性が社会で資質・能力を生かして生き生きと働き自己実現を図ることが期待されている。持続可能な社会を形成するためには社会のあらゆる場面で男女共同参画が実現することが不可欠であり、職場、家庭、地域社会のみならず学校教育においても男女共同参画社会を見据えた教育の取組が重要と思われる。 本計画においては、差別解消に向けた教育を推進することとし、同和教育学習や児童生徒の発達段階に応じた様々な人権課題に関する学習を計画的・効果的に実施することとされているが、男女共同参画に関する教育については記述されていない。女性の資質・能力を生かした働き方や女性の自己実現に対する理解・認識を深めるためには、子どもの頃からしっかりと考える環境が重要であり、人権尊重の視点から男女共同参画に関する教育を推進するとともに女性が資質・能力を生かして社会で活躍し自己実現を図る視点の教育を推進する必要があると考えられる。そのため、本計画に男女共同参画社会を見据え、人権尊重の視点とともに女性が資質・能力を生かして社会で活躍し自己実現を図る視点の教育の推進について記述していただきたい。	人権尊重の視点から、男女の平等に向けた取組も重要であると考えています。男女共同参画の意識を高揚させるための教育については、第4次「出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画」(H29～H33)に記載されています。

28	パ ブ コ メ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	2. 「生きる力」の 育成	(4) 差別解消 に向けた 教育の推進	14 「同和教育啓発指導員が年2回以上、各学校を訪問し」と記されている。出雲市総合振興計画前期基本計画の進捗状況によると指導員の学校訪問回数は、計画最終年度となる平成28年度の目標値224回に対して、実績値は平成25年度が224回、平成27年度は237回となっており、学校数から計算すると、現在は毎年4回以上訪問していることになる。本計画で「年2回以上」とされると、後期基本計画の実施期間である平成29年度からの目標値は前期基本計画から半減することになると思うが、訪問回数を減らした場合、どのようにして人権意識の高揚と指導力の向上を図るのか、その方法を記述していただきたい。	同和教育啓発指導員は、年2回の定期的な学校訪問に加え、学校の要望に応じて、さらに年2回程度、同和問題学習の授業づくりや校内研修のための訪問指導を行っています。そのため、訪問回数が半減することはありません。ただし、誤解を招く表現を改め、「年2回以上」の文言を削除します。
29	パ ブ コ メ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	2. 「生きる力」の 育成	(4) 差別解消 に向けた 教育の推進	15 本計画の「①教職員の人権意識の高揚と指導力の向上」で記されている内容は、教育委員会が実施主体となった取組であるが、出雲市の人権施策推進基本方針、前期基本計画及び第2期教育振興計画では、「教職員の人権意識の高揚と指導力の向上」を図った結果として、「管理職のリーダーシップのもと、推進体制を確立する」と、学校における取組についても記されている。「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」(文部科学省)では、人権が尊重される学校教育を実現・維持するための学校内での環境整備や校長のリーダーシップの重要性が書かれている。教職員の人権意識の高揚や指導力の向上を図る目的は、子どもたちの人権意識高揚のために行うものだと思うが、教育委員会からの指導や研修だけでなく、学校の主体的な取組についても記述してほしい。	第3章 Ⅲ 2. (4)①教職員の人権意識の高揚と指導力の向上 に以下の文を追記します。 「幼稚園、保育所等及び小中学校においては、管理職のリーダーシップのもと、推進体制を確立するとともに、教職員研修の充実を図ります。」
30	パ ブ コ メ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	2. 「生きる力」の 育成	(4) 差別解消 に向けた 教育の推進	16 本計画では、「同和教育啓発指導員が…同和教育に関する校内研修や同和問題学習の内容等に関する指導を行います」と記されている。この表現だと、指導員は同和問題学習のみを指導することになり、人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」(文部科学省)で示されているような、様々な人権課題に関する学習については指導をしないことになる。また、人権教育指導資料集第2集(島根県教育委員会)では、これまで積み重ねられてきた同和問題学習の成果を生かした「人権学習」を行うと書かれているが、「同和問題学習」に絞ってであると、そうした「人権学習」についても指導をしないことになる。現在の出雲市の人権施策推進基本方針や前期基本計画、第2期教育振興計画でも、「計画的・効果的な同和問題学習及び人権学習の充実」と書かれているように、「同和問題学習」だけでなく、「人権学習」も行う内容となっている。現在、国や県、市で取り組んでいる「様々な人権課題に関する学習」や「人権学習」を外し、本計画から出雲市教育委員会では「同和問題学習」に限って指導をする根拠を記述していただきたい。	前述のとおり、同和教育を、「部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、すべての人々の人権が尊重される民主的な社会の実現をめざして取り組まれる教育活動のすべてをその内容とする教育である」と捉えており、同和教育啓発指導員は、同和問題学習だけでなく、人権学習に関する指導にも取り組んでいます。
31	パ ブ コ メ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	2. 「生きる力」の 育成	(4) 差別解消 に向けた 教育の推進	17 本計画では「進路保障」については一言も記されていない。島根県教育委員会の人権教育指導資料集第2集では、その冒頭で「島根がめざす人権教育は、同和教育の成果である『進路保障』を柱とした教育活動です」と書かれている。また、出雲市の人権施策推進基本方針でも、「同和教育指導資料集第19集(島根県教育委員会)に基づいて取り組んでいる同和教育を学校等における人権教育の柱として位置づけ」と、「進路保障」を人権教育の柱とすることが書かれている。出雲市の人権施策推進基本方針、前期基本計画、第2期教育振興計画の中でも、それぞれ「進路保障」の取組により、「すべての児童生徒の学力向上と進路を拒むよう要因を取り除き、一人一人が豊かな自己実現を図っていくような総合的な取組を行う」と書いている。「進路保障」は、「同和教育の総和である」といわれる取組であり、また島根県の同和教育の歴史において、過去に「進路保障」が欠落していたという反省から特に重要な取組と位置づけられているものである。本計画では、「同和問題はまだ解決していないという認識に立ち」という基本認識が記されているが、そういう状況や認識があるならば、同和地区児童生徒の学ぶ権利を阻害している要因を取り除くための取組や、その子ども自身が困難を乗り越えていくための意欲や力を高めるための取組を行う必要がある。現在、島根県や出雲市で人権教育の柱としている「進路保障」について、本計画で書かないとすれば、出雲市の学校教育においては、「進路保障」に代わりどのような実効性のある方法で人権教育を行っていくのか記述をしていただきたい。	進路保障とは、すべての児童生徒の学力向上と進路を阻むような要因を取り除き、一人一人が豊かな自己実現を図っていくような総合的な取組であり、本計画に掲げられている様々な施策により、その充実を図っていきます。

32	パブコメ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	2. 「生きる力」の育成	(4) 差別解消に向けた教育の推進	18 「…実践行動につながる人権意識を培うことが求められます。そのため、…学習を計画的・効果的に実施します」と記されている。「人権教育・啓発に関する基本計画」(閣議決定)において、学校教育における人権教育の現状に関して「知的理解にとどまり人権感覚が十分身につけていない」という指摘から、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」(文部科学省)では、「実践性について「価値志向的な人権感覚が知的認識とも結びついて、問題状況を変えようとする人権意識又は意欲や態度になり、自分の人権とともに他者の人権を守るような実践行動に連なる」と、知的理解に人権感覚が結合することによって実践化につながっていくと、知的理解を前提として、そこから実践化に発展する取組が必要ということが書かれている。そうした考えから、出雲市の人権施策推進基本方針、前期基本計画、第2期教育振興計画では、「学習を計画的・効果的に実施し、…実践行動につながる人権意識を高める取組を行います」と記しているが、本計画では、実践行動につながる人権意識を培う方法としては、結果的に学習(知的理解)を行うと記されており、学習が目標となった内容となっている。逆の論理展開と思えるが、どのようにしたら学習から実践行動につながるのかを記述していただきたい。また、本計画では「人権意識を培うことが求められます」と書かれているが、「(誰から)求められている」という表現からは主体性が感じられないため、教育委員会や学校が自らの姿勢を示すような表現にしていきたい。	同和問題をはじめとする様々な人権課題に関する学習については、知的理解にとどまらず、同和問題や様々な人権課題に対する認識を深め、差別をなくそうとする意欲と実践力を身に付けることをめざして取り組んでいます。「…人権意識を培うことが求められます。」の部分については、以下のように変更します。 「…人権意識を培うことが必要です。」
33	パブコメ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	2. 「生きる力」の育成	(4) 差別解消に向けた教育の推進	19 「…DVなど様々な課題についても、…人権意識を培うことが求められます。そのため、…様々な人権課題に関する学習を計画的・効果的に実施します」と記されている。女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人といった様々な人権課題の中で、特にDVを取り上げて書かれているが、本計画の「用語の解説」のとおり、DVは暴力行為であり、そうした環境にある子どもに対して学校では、様々な人権課題に関する学習以外に、特別な支援策を講じる必要があるのではないかとと思う。例えば、子どもの発するサインの認知感度を高めたり、学校内の支援体制や相談体制の整備、関係機関や専門機関との連携などの具体的な取組等が必要ではないかと思うが、本計画では、「教職員と児童生徒の理解を深めるとともに、…人権意識を培うための学習を計画的・効果的に実施する」ことが学校での取組内容となっている。本計画で、あえてDVを取り上げるのであれば、「差別解消に向けた教育の推進」中の「様々な人権課題に関する学習」ではなく、別の項目で具体的な支援策等も含めて記述した方が分かりやすいのではないかとと思う。	LGBTやDVは近年生じてきた課題であり、他の人権課題と同様に教職員と児童生徒の理解を深める必要があります。DVだけを取り上げるということではありません。 なお、DV防止や支援体制については、第4次「出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画」(H29～H33)に記載されています。
34	パブコメ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	2. 「生きる力」の育成	(4) 差別解消に向けた教育の推進	20 「計画的・系統的な同和問題学習や、児童生徒の発達段階に応じた様々な人権課題に関する学習を計画的・効果的に実施します」と記されている。発達段階に応じた学習は「様々な課題に関する学習」だけでなく、「同和問題学習」にも必要であるし、系統的な学習は「同和問題学習」だけでなく、「様々な課題に関する学習」にも必要である。第2期教育振興計画では、「子どもの発達段階に応じた人権教育を推進します」と書かれているが、人権教育には「同和問題学習」も「様々な課題に関する学習」もどちらも含まれるので、それぞれ発達段階に応じて行うという内容になっている。市のこれまでの取組と異なり、本計画から、発達段階に応じた教育は「様々な課題に関する学習」でのみ行う理由を記述していただきたい。	「そのため、計画的・系統的な同和問題学習や、児童生徒の発達段階に応じた様々な人権課題に関する学習を計画的・効果的に実施します。」の記述を以下のように変更します。 「そのため、児童生徒の発達段階に応じて、同和問題学習や様々な人権課題に関する学習を計画的・系統的に実施します。」
35	パブコメ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	2. 「生きる力」の育成	(5) 健康・体づくりの推進	21 学校給食を通じて、食への関心を高め、食と成長に関して正しい理解を図ります、とされていますが、給食時間が準備・片付けを含め40分程度であるとするれば、短すぎると思います。	給食時間の他、家庭科等の教科の時間や学級活動の時間等で、教科等の指導内容と学校給食とを結びつけながら、食育を推進しています。

36	パ ブ コ メ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	2. 「生きる力」の 育成	(5) 健康・ 体づくりの推 進	22	学校給食は、栄養バランスを考えたメニューを工夫されていると思います。しかし、給食費が小学校で1食260円、中学校で1食314円と、どちらかと言えば少額であるため、どうしても献立に制約があります。給食費は学校給食会理事会・評議員会で審議されたものですが、公金を投入してでも1食あたりの金額を増やして、栄養バランスとともに、地元産で季節の旬の食材を使った給食にしていきたいと思えます。家庭事情等で給食の重要度が高い児童生徒が多くなっている昨今ですので、市予算の投入を含め検討していただきたいと思えます。	本市では、給食の実施に必要な経費のうち、食材の材料費のみ保護者に負担していただいております。それ以外の施設に係る経費や人件費は、市で負担しています。経済的理由により給食費の支払いが困難な世帯に対しては給食費の援助を行っています。また、本市の給食費は、県内他市と同程度であり、決して安い額ではありません。 ご指摘のあった地産地消を進めるにあたっては、給食費以上に需要に対する供給量の不足等の課題があります。 これらの課題について検討を進めながら、決められた予算のなかで、できるだけ地元食材を使用し、栄養バランスがとれた子どもたちが楽しみにする献立を、これからも提供していきたいと思えます。
37	パ ブ コ メ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	3. 困難を抱える 子どもの支援	(2) 不登校対策 の充実	1	(不登校及び不登校傾向にある児童生徒数について〔具体的な数値目標〕) 不登校には学校生活や家庭生活に起因するものなど多様な要因・背景があると思われるが、不登校の兆候があれば早期に発見し適切な対応を行うことにより長期の不登校につながらないよう万全を期す必要がある。不登校の解消を目指す施策・取組の客観的な検証・評価を実施し、より効果的な施策・取組を実施するためにも、不登校及び不登校傾向にある児童生徒数について漸減を目指す現実的な数値目標を設定して取り組む意義があると思われる。	意見番号3に対する回答のとおり、数値目標の掲載を行いません。
38	パ ブ コ メ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	3. 困難を抱える 子どもの支援	(2) 不登校対策 の充実	2	(不登校対策について) 平成27年度における病気や経済的理由以外の理由で年間30日以上欠席した不登校の児童生徒数は、小学生40人余、中学生130人余となっており、欠席日数30日未満の不登校傾向のある児童生徒数は、小学生40人余、中学生30人余となっている。不登校には学校生活や家庭生活に起因するものなど多様な要因・背景があると思われるが、不登校の兆候があれば早期に発見し適切な対応が求められ、学校や家庭での適切な対応はもとより不登校の解消や当該児童生徒に対する適切な自立支援を行うためにも、市民も他人事として無関心ではなく社会のあり方などの社会問題として認識することが重要と思われる。そのためにも、不登校の実態について支障のない範囲で明らかにすることも必要であり、不登校及び不登校傾向にある児童生徒数について市民に周知するとともに本計画の資料編に記載する必要があると思われる。	資料編に不登校の児童生徒数と割合について掲載するように改めます。 なお、不登校及び不登校傾向の児童生徒数とその状況の内訳については出雲市ホームページ上でも公表しています。
39	パ ブ コ メ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	3. 困難を抱える 子どもの支援	(3) いじめ問題 対策等の取 組	3	(いじめの認知件数について〔具体的な数値目標〕) いじめの認知件数については、平成25度が小学校18件、中学校26件、26年度が小学校11件、中学校50件、27年度が小学校42件、中学校59件となっている。いじめは絶対あつてはならないものであり、根絶を目指して学校や家庭だけではなく社会の問題として取り組む必要がある。いじめ問題を解消するためには様々な課題があると思われるが、いじめの根絶を目指す施策・取組の客観的な検証・評価を実施し、より効果的な施策・取組を実施するためにも、いじめの認知件数について深刻度の高いいじめや全体のいじめ件数の漸減を目指す現実的な数値目標を設定して取り組む意義があると思われる。	意見番号3に対する回答のとおり、数値目標の掲載を行いません。

40	パ ブ コ メ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	3. 困難を抱える 子どもの支援	(3) いじめ問題 対策等の取 組	4 (いじめ問題に対する取組について) 学校でのいじめの問題は解決の糸口がなかなか見つからず、全国的に悲惨な事件が後を絶たない状況が続いている。本市でも、いじめの認知件数については、平成25度が小学校18件、中学校26件、26年度が小学校11件、中学校50件、27年度が小学校42件、中学校59件となっており、いじめ問題は重要な教育課題であると同時に社会のあり方としての大人に責任のある大きな社会問題でもあり、幼い児童生徒がいじめに苦しむことなく明るい笑顔で学校生活を送れるよういじめの根絶を目指してあらゆる方策を検討する必要があると思われる。いじめ問題を社会の問題として、より効果的な施策・取組を実施するためには市民のいじめ問題の実態への理解・認識を深める必要がある。そのため、本市におけるいじめの認知件数、いじめの態様及びその構成比などの実態について市民に周知し、オール出雲でいじめ問題のあらゆる解決策を考え取組を実行することが重要と思われる。そのため、本計画の「いじめ問題対策等の取組」の項目に、家庭や行政機関等との連携による取組だけでなく、社会の問題として市民を含むオール出雲での取組について記述するとともに、資料編にいじめの認知件数、いじめの態様及びその構成比について記載していただきたい。	本市のいじめの現状については、小学校及び中学校のいじめの認知件数(被害人数)と加害人数の調査を行っており、その結果を市議会に報告し、市ホームページ上でも公表しています。いじめの態様及び構成比については、文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において調査が行われており、文部科学省が全国の結果を公表しています。今後は、文部科学省の結果公表にあわせて、本市のいじめの態様について市議会及び市ホームページ上で公表していきます。いじめに関する現状等を公表することにより、市民のみならず「いじめ」を社会の問題として認識していただけるよう努めていきます。
41	パ ブ コ メ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	4. 学校給食の充 実		1 (学校給食の教育的意義について) 学校でのいじめの問題の解消に向けて様々な取組がなされているが、本市では平成27年度のいじめの認知件数が増加するなど、いじめ問題の解消のためには今後も計画的で地道な取組が求められている。いじめは比較的身近な人間関係の中で起きている事例が多く、また、些細なことからいじめに発展する場合も多いように思われる。いじめは子どもの世界でも人間関係が希薄になり他者への理解が不足していることに起因するようにも思われる。大人の世界でも会食など適度な飲食は気持ちリラックスさせ会話が促進し、互いの理解が深まる機会となるなどの効用があるとされている。学校給食は単に1日3食のうちの学校における昼食ではなく、学校教育の一環としての重要な意義があると考えられる。食べことは本来、生命を維持するためだけではなくすべての人にとって楽しみの一つであり、学校生活においても勉強や部活動に追われる中で唯一リラックスできる時間でもある。給食の配食や後片付けを協力して行うこと、食事のマナーについて学ぶこと、食事中における話題が進むようコミュニケーションのあり方等について学ぶことが重要であり、給食時間は食事を楽しみながら人間関係の重要性などを学ぶ人格形成のための貴重な時間として捉え計画的、効果的な給食時間の活用策を検討して、児童生徒の相互理解が深まるような取組が必要と思われる。本計画では、学校給食については、食と成長などに関する食育や食材の地産地消、給食施設の整備等について記載されているが、給食を通じて人格形成を図る教育的視点での記述はされていない。そのため、学校給食における協働や食事のマナー、コミュニケーションを通じた他者理解・尊重の大切さを学ぶ人格形成の貴重な機会としての教育的意義及び取組の内容について本計画に項目を立てて記述していただきたい。	給食の時間は、準備から後片付けまでをみんなが協力して行うことで、望ましい人間関係をつくる生きた教材になるとともに、子どもたちにとっては、リラックスできる楽しい時間でもあります。この時間も含め、学校ではさまざまな機会を捉え、豊かな人間性を育むための指導を行っています。いただいたご意見については、給食の時間に限定せず、日々の教育活動のなかで、創意工夫をしながら取り組んでいくべきものと考えます。
42	パ ブ コ メ	第3章 出雲市教育の推進	Ⅲ 施策の柱と取組	4. 学校給食の充 実	(1) 安全・安心で おいしい給食 の推進	2 給食の地産地消を推進することは、極めて重要です。地方創生の基本にすべきことであると考えます。また、地元産食材の活用にあたっては、旬の食材を念頭に置いた献立を工夫していただきたいと思ひます。そして、冬の献立は極力温かいものにし、パック牛乳は避けて、温かい汁物にする配慮をお願いしたい。予算と手間の都合で牛乳パックとなっているのですが、安易なメニュー構成であると言わざるをえません。せめて冬季は、極力少なくしていただきたいと思ひます。	学校給食では、できるだけ地元産の旬の食材を使用し、栄養バランスのとれた主食、主菜、副菜、汁物に牛乳を加えた献立を基本としています。また、温かい食材は温かいままで食べられるよう二重食缶に入れて配送しており、冬季も温かい給食を食べることができます。牛乳は冷蔵した飲料ですが、カルシウム等の栄養が豊富に含まれており、年間を通して成長期にある子どもたちに提供すべき必要な食品と考えます。